

岐阜県公報

目次

条例

岐阜県私債権の管理に関する条例	(財政課)	三
岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(私学振興・青少年課)	三
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(農政課)	六
岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市公園課)	六

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県私債権の管理に関する条例(条例第五五号)
- 一 県が有する私債権の管理の一層の適正化を図るため、次の事項を定めることとした。
- 1 知事の責務を次のとおり規定することとした。(第三条関係)
- (一) 法令、条例及び規則に基づき、適正かつ効率的に私債権の管理を行わなければならないこととした。
- (二) 私債権の管理に関する事務の状況を確に把握するとともに、私債権を適正かつ効率的に管理するための体制を整備することとした。
- 2 知事は、県が有する私債権について、次の事由があるときは、当該私債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができることとした。(第四条関係)
- (一) 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- (二) 消滅時効が完成し、かつ、債務者に強制執行の対象となる財産がないとき。
- (三) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける県の債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (四) 「破産法」、「会社更生法」その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- 3 知事は、2により放棄をしたときは、翌年度、議会にその概要を報告することとした。(第五条関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

号外(一) 令和二年十二月二十二日

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第五六号）

一 青少年の新たな性的被害を未然に防止するため、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止し、次の者に対する罰則（三〇万円以下の罰金）を規定することとした。（第三三条の二及び第五一条関係）

(一) 青少年に拒まれたにもかかわらず、提供を求めた者
(二) 青少年を威迫する、欺く等又は青少年に対し利益を供与する等の方法により、提供を求めた者

2 いわゆる「JKビジネス」に係る営業を次のとおり規制することとした。

(一) 有害役務提供営業を営む者の次の行為を禁止することとした。（第一九条の二関係）

- ア 青少年を客に接する業務に従事させること。
- イ 青少年を営業所等に客として立ち入らせること。
- ウ 青少年を客とすること。

(二) 有害役務提供営業に係る次の行為を禁止することとした。（第一九条の三関係）

- ア 青少年に対し、客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- イ 青少年に対し、客となるよう勧誘すること。
- ウ 青少年に対し、宣伝文書等を頒布すること。
- エ 客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
- オ 客となるよう青少年に勧誘させること。
- カ 宣伝文書等を青少年に頒布させること。

(三) 有害役務提供営業を営む者に対し、次の事項を義務付けることとした。

- (第一九条の四及び第一九条の五関係)
- ア 営業所等への青少年の立入りを禁ずる旨の掲示
- イ 広告又は宣伝時における営業所等への青少年の立入りを禁ずる旨等の明示
- ウ 従業者名簿の備付け

(四) 知事は、(一)から(三)までに違反した有害役務提供営業を営む者に対し、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずる

ことができることとした。（第一九条の六関係）

(五) 知事は、(四)の命令に違反した者に対し、六月を超えない範囲内で有害役務提供営業の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。（第一九条の六関係）

(六) 知事は、(五)の命令を行ったときは、その旨を公表することとした。（第一九条の六関係）

(七) 知事及び公安委員会は、条例の施行に必要な限度において、有害役務提供営業を営む者に対する報告徴収、営業所等への立入調査等を行うことができることとした。（第四五条関係）

(八) 次の者に対する罰則を規定することとした。（第四九条―第五三一条関係）

ア (一) (ウを除く。) に違反した者（六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金）

イ (二) (ウを除く。) に違反した者（三〇万円以下の罰金）

ウ (三) (ウを除く。) に違反した者（一〇万円以下の罰金又は科料）

エ (三) (ウに限る。) に違反した者（二〇万円以下の罰金又は科料）

オ (五)の命令に従わなかった者（一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金）

カ (七)の報告徴収、立入調査等に応じない者（一〇万円以下の罰金又は科料）

二 この条例は、令和三年四月一日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第五七号）

一 「家畜改良増殖法施行規則」の一部改正に伴い、次の手数料を新たに徴収することとした。（別表関係）

1 家畜人工授精所開設許可証書換交付手数料

2 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

二 「漁業法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第五八号）

一 「都市再生特別措置法」及び「都市公園法施行令」の一部改正に伴い、都市公園に設ける滞在快適性等向上公園施設の建築面積の割合の特例を定めることとした。（第一条の四関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

岐阜県私債権の管理に関する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五十五号

岐阜県私債権の管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県が有する私債権（金銭の給付を目的とする県の権利のうち、その消滅時効について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十六条第二項の規定の適用を受けないものをいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図ることを目的とする。

(法令等との関係)

第二条 私債権の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(知事の責務)

第三条 知事は、法令、条例及び規則に基づき、適正かつ効率的に私債権の管理を行わなければならない。

2 知事は、私債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、私債権を適正かつ効率的に管理するための体制を整備するものとする。

(放棄)

第四条 知事は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

- 一 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- 二 消滅時効が完成し、かつ、債務者に強制執行の対象となる財産がないとき。
- 三 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける県の債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百四十四条第一項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。

(報告)

第五条 知事は、前条の規定による放棄をしたときは、当該放棄をした日の属する年度の翌年度において、その概要を議会に報告しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五十六号

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十二号とし、同条第八号中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）」を「風適法」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号の次に次の三号を加える。

八 有害役務提供営業 店舗型有害役務提供営業及び無店舗型有害役務提供営業をいう。

九 店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業で、客の性的好奇心をそそのめられるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。

- イ 店舗を設け、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
- ロ 店舗を設け、業務に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業

八 店舗を設け、専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業

二 店舗を設け、専ら異性の客に姿態を見せる役務を提供する営業
ホ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するものうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 客に接する業務に従事する者が、性的好奇心をそそのめられる衣服として規則で定めるものを着用するもの

(2) 客に接する業務に従事する者が、青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの

(3) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、番号、記号その他の符号、映画、写真その他の映像又は絵画として規則で定めるものを当該営業に係る営業所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

十 無店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業で、客の性的好奇心をそそのめられるもの(店舗型有害役務提供営業又は風適法第二条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)をいう。

イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ロ 業務に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ハ 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ニ 専ら異性の客に姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

第十九条の次に次の六条を加える。

(有害役務提供営業を営む者の禁止行為)

第十九条の二 店舗型有害役務提供営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を客に接する業務に従事させること。

二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

2 無店舗型有害役務提供営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を客に接する業務に従事させること。

二 受付所(第二条第十号イからニまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務

を行うための施設をいう。以下同じ。)を設けて営む場合にあっては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。

三 青少年を客とすること。

(有害役務提供営業に係る勧誘行為等の禁止)

第十九条の三 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に対し、有害役務提供営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

二 青少年に対し、有害役務提供営業の客となるよう勧誘すること。

三 青少年に対し、有害役務提供営業の名称等が記載された文書、図画その他の物品(以下「有害役務提供営業宣伝文書等」という。)を頒布すること。

四 有害役務提供営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。

五 有害役務提供営業の客となるよう青少年に勧誘させること。

六 有害役務提供営業宣伝文書等を青少年に頒布させること。

(有害役務提供営業に係る青少年の立入禁止の揭示等)

第十九条の四 有害役務提供営業を営む者(受付所を設けずに無店舗型有害役務提供営業を営む者を除く。)は、営業所(受付所を設けて無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、受付所)の立ち入ろうとする者の見やすい場所に、青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

2 有害役務提供営業を営む者は、当該有害役務提供営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務提供営業の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

一 店舗型有害役務提供営業 営業所への青少年の立入りを禁ずる旨

二 無店舗型有害役務提供営業 次に掲げる事項

イ 青少年が無店舗型有害役務提供営業の客となることを禁ずる旨

ロ 受付所を設ける場合にあっては、受付所への青少年の立入りを禁ずる旨

(有害役務提供営業に係る従業者名簿)

第十九条の五 有害役務提供営業を営む者は、営業所(無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、事務所(事務所がない場合にあっては、当該営業を営む者の住居))に、従業者名簿を備え、これに当該有害役務提供営業に従事する者の氏名、生年月日、住所その他の規則で定める事項を記載しなければならない。

(有害役務提供営業を営む者に対する措置命令等)

第十九条の六 知事は、有害役務提供営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従

業者が、当該有害役務提供営業に関し、第十九条の二から前条までの規定に違反したときは、当該有害役務提供営業を営む者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、有害役務提供営業を営む者が前項の規定による命令に違反したときは、当該有害役務提供営業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務提供営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。
(聴聞の特例)

第十九条の七 知事は、前条第二項の規定により有害役務提供営業の停止を命じようとするときは、岐阜県行政手続条例(平成七年岐阜県条例第三十六号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第二十三条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第五十一条第二号において同じ。)の提供を求めるはならない。

第三十九条中「従業者」を「従業者」に改め、「(平成十一年法律第五十二号)」を削る。

第四十条を次のように改める。

(準用)

第四十条 第十九条の七の規定は、前条の規定による命令について準用する。この場合において、第十九条の七中「知事」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。

第四十四条第一項に次の一号を加える。

七 第十九条の六の規定により有害役務提供営業に関する違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきこと又は有害役務提供営業の停止を命じようとするとき。

第四十五条第一項第二号中「第九号」を「第十号」に改め、同項中第十号を第十一号

とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 有害役務提供営業を営む者

第四十五条第二項中「は、」の下に「第十九条の二から第十九条の六まで及び」を、「おいて、」の下に「有害役務提供営業を営む者及び」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十九条の六第二項の規定による命令に従わかつた者

第五十条に次の一号を加える。

三 第十九条の二(第二項第三号に係る部分を除く。第五十五条において同じ。)の規定に違反した者

第五十一条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第十九条の三(第三号に係る部分を除く。第五十五条において同じ。)の規定に違反した者

二 第二十三条の二の規定に違反した者で次のいずれかに該当するもの(青少年を除く。)

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

第五十二条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第十九条の五の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

第五十三条第五号中「同条第一項若しくは第二項」を「これら」に改め、同条を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十九条の四の規定に違反した者
第五十三条に次の一号を加える。

七 第四十五条第一項若しくは第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは
忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を
した者（有書役務提供営業を営む者又はその関係者に限る。）

第五十五条中「第二十三条」を「第十九条の二、第十九条の三、第二十三条又は第二
十三条の二」に改め、「第四十八条」の下に「第五十条第三号又は第五十一条第一号
若しくは第二号」を加える。

第五十六条中「従業員」を「従業者」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五十七号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表二の表一の項中「第十条」を「第六十九条第一項」に改め、「の設定」を削り、
「漁業権設定免許申請手数料」を「漁業権免許申請手数料」に改め、同表一の項中「第
十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条第六項」に
「漁業権の」を「団体漁業権の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共
有認可申請手数料」に改め、同表三の項中「第二十二條第一項」を「第七十六条第一項」
に改め、同表四の項中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権
等」を「個別漁業権」に、「漁業権抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権抵当権
設定認可申請手数料」に改め、同表五の項中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十
九条第一項ただし書」に、「定置漁業権等の」を「個別漁業権の」に、「定置漁業権等移
転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改め、同表六の項中「第三

十六条第一項（同条第四項）を「第八十八条第一項（同条第五項）」に改める。
別表六の表に次のように加える。

七 家畜改良増殖法施行規則（昭和 二十五年農林省令第九十六号。以 下の表において「省令」という。） 第三十八条第一項に規定する家畜 人工授精所の開設の許可証の書換 交付	家畜人工授精所 開設許可証書換 交付手数料	一通につき	一、七
八 省令第三十九条第一項に規定す る家畜人工授精所の開設の許可証 の再交付	家畜人工授精所 開設許可証再交 付手数料	一通につき	一、七

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五十八号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正
する。

第二条の四に次の一項を加える。

6 令第六条第七項に規定する場合における都市再生特別措置法（平成十四年法律第二
十二号）第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項た
し書の条例で定める範囲は、滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、都市公
園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超える
ことができることとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年十二月二十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社